

北茨城市偉人マンガ制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、北茨城市（以下「本市」という。）が発注する「北茨城市偉人マンガ制作業務」について、専門的な知識や経験、他市町村等にて同様の業務実績を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 目的

北茨城市における少子高齢化や人口減少の加速化など、域社会の環境が大きく変わる中、子供たちにふるさとへの愛着や誇りを育むとともに、ふるさとを担おうとする姿勢や国際社会の中でより良く生きていく力を育むことが求められている。そこで、ふるさとゆかりの偉人に関するマンガを地域において、北茨城市にゆかりのある漫画家と協働で制作し、地元の小学生への配布および活用を通じて、ふるさとへの興味関心の向上（郷土教育）、将来の生き方や生活を考えるきっかけ（キャリア教育）につなげることが重要であるため。

3 委託業務

(1) 業務名

北茨城市偉人マンガ制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「北茨城市偉人マンガ制作業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)
に記載のとおり

(3) 委託業務報告

事業者は、市が指定する日までに委託完成届（様式第 12 号）を提出すること。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日まで

(5) 委託料の上限

3, 169, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※上記の金額を超えての提案は無効とする。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ① 委託完成届（様式第 12 号）
- ② 仕様書 7 に記した成果品
- ③ 事業報告書（任意様式とするが、写真等を含めること）
- ④ その他市が必要と認めるもの

(7) 個人情報の取扱い

当業務で取り扱う個人情報の収集については個人の権利等を侵害することのないよう、適正な取り扱いを確保すること。

(8) 著作権等

本事業で制作されたものについては、市が応募者の承諾を要することなく、無償で使用できるよう諸権利を持つこととする。なお、手続きに不備があった場合、そのほか受託者の責によって紛争や損害が生じた場合の責任の一切は、受託者が負うこととする。

4 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 契約方法を随意契約とする根拠

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、本業務委託の趣旨を理解し、企画提案書の提出日から契約締結日までの期間において、次の事項を全て満たしていることとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 公租公課に未納がないこと。

(5) 北茨城市暴力団排除条例（平成 24 年北茨城市条例第 3 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

6 スケジュール

事業者の選定に係るスケジュールは以下のとおりである。

内容	日程（予定）
実施要領等の公表	令和 5 年 9 月 7 日（木）
質疑受付期間	令和 5 年 9 月 7 日（木） ～ 令和 5 年 9 月 13 日（水）
質疑回答	令和 5 年 9 月 15 日（金）
参加申込・企画提案の提出期限	令和 5 年 9 月 22 日（金）

7 質疑受付期間

質疑等がある場合、質問書（様式1）で、令和5年9月7日（木）から令和5年9月13日（水）午後5時までに電子メールにて提出すること。

※質問書を送付した場合は到着確認のため、令和5年9月13日（水）午後5時までに電話にて確認すること（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）。

8 質疑回答

令和5年9月15日（金）午後4時までに質問者に対し、電子メールにより回答する。なお、全ての質問書に対する回答は、令和5年9月15日（金）から令和5年9月22日（金）までの間、北茨城市教育委員会生涯学習課ホームページで公表する（ただし、質問者は公表しない）。

9 参加申込・企画提案について

(1) 受付期限

令和5年9月22日（金）午後5時必着

※持参の場合は午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日は除く）

(2) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は到着したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合、市は責任を負わないものとする。

(3) 提出物

提出物は下記の表に示すものとする。

提出物	部数
参加表明書（第2号様式）	1部
参加資格に関する申立書（第3号様式）	1部
企画提案提出書（第4号様式）	1部
企画提案書（任意様式） ※正本1部・副本5部 原則として、紙面はA4版・両面で作成すること。 A3版を使用する場合、A4版に折りたたむこと。	6部
見積書（任意様式） ※仕様書等を参考に作成すること。 宛先は「北茨城市長 豊田 稔」とすること。	6部

会社概要（任意様式）	6部
公租公課に滞納がない証明書 ※「北茨城市入札資格者名簿」に登録されていない 事業者に限る。	1部

(4) 応募の辞退

参加表明以降に応募を辞退する場合には、応募辞退届（第6号様式）を提出すること。

(5) 応募に関する留意事項

①募集要項等の承諾

事業者は、参加表明書の提出をもって、本募集要項の記載内容・条件を承諾したものとみなす。

②事業者の構成等

事業者の構成等については、次のとおりとする。

事業者は、単体事業者（以下「応募事業者」という。）又は複数の事業者により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

応募グループは、その構成事業者から代表事業者1者を定めるものとする。

応募事業者又は応募グループの構成事業者は他のグループの構成員になることはできない。

応募グループで申込む場合には、参加表明書及び提案書提出時に代表事業者名を明記し、必ず代表事業者が応募手続きを行うこと。

(6) 費用負担

応募に関し必要な費用は、事業者の負担とする。

(7) 提出書類の取扱い

事業者から提出された提案書の著作権は、事業者に帰属する。ただし、市は、公表及び展示その他本事業に関し、市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者として決定された事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用することができる。なお、事業者から提出された書類は、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 事業者の複数提案の禁止

事業者は、複数の提案を行うことはできない。

(10) 提出書類の変更の禁止

提出書類の変更はできない。ただし、疑義等があり、市が補正及び追加を求めた場合は、この限りではない。

10 審査及び選定の方法

(1) 審査委員

選定は、市が別に定める委員により組織された「北茨城市偉人マンガ制作業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 参加資格の確認

市は、参加表明書及び参加資格に関する申立書、企画提案提出書類等により、本募集要項に示す応募要件等を満たしているかを確認する。応募要件等を一つでも満たしていない場合には、当該事業者を失格とする。

(3) 必要書類の確認

市は、本募集要項に示す提案書の必要書類が全て提出されているかを確認する。必要書類に明らかな不備があった場合は、事業者の提案書は無効とする。

(4) 審査方法

審査は審査委員会において、企画提案書の内容について、別紙「北茨城市偉人マンガ制作業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査を行い、本業務の受託者として最も適すると認められた者を優秀者として選定する。

企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い選定の可否を決定する。選定結果は、審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書により通知する。

※各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しない。

(5) 審査基準

別表のとおり

11 委託契約に係る基本事項

(1) 選定後、委託候補者と協議し、候補者から見積書を徴して予定額の制限の範囲内で契約を締結するものとする（両者協議のうえ、内容の一部を変更する場合がある）。

(2) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。

12 提出・問合せ先

【北茨城市教育委員会生涯学習課 担当：早川・一瀬】

所 在：〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630

電 話：0293-43-1111（代表） 内線433・431

F A X：0293-42-0454

E-mail：ky-syougai@city.kitaibaraki.lg.jp